

ローエイシア ニューズレター

No.35 (2017年7月)

日本ローエイシア友好協会

原田明夫前会長の御逝去を悼む



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

前会長 原田明夫さんは4月6日逝去された。突然の訃報だった。昨年12月に入院されたが、2月に見舞に行かれた方々からお元気だったという報告を受けていたし、私自身3月19日に病室からの電話で、お元気な声を聞いたばかりだった。

原田さんは、2005年11月、健康を害された初代会長 三ヶ月章先生の後任として、当協会の会長に就任されたのだった。当時の副会長野田愛子さんと連れ立って、三ヶ月先生のところに会長交代の相談(猫に鈴つけ)にうかがったことを、感慨深く思い出す。以来10年余にわたり、原田さんは、献身的に会長を務められた。

改めて、原田さんが執筆されたローエイシアニューズレターをすべて読み返してみた。驚くことに、2007年の第20回ローエイシア香港大会から2015年第28回シドニー大会まで、2008年の第21回クアラルンプール大会を除いて、すべてのローエイシア大会に出席されている。単に出席されるだけでなく、日本からの参加者の先頭に立って、セッションのスピーカや司会から、模擬仲裁の仲裁員まで、多様な役割を精力的にこなされ、アジア・太平洋地域の参加者との交流に力を注がれている。

原田さんは真の国際人であった。ローエイシアの活動を語る時も、常に世界の中の日本、日本人が念頭にあり、日本と日本人がアジア諸国の隣人にどう向き合うかが発想の原点であった。そして、何よりも、相手と同じ目線で、共に汗を流し、協働して物事を処理することを重視された。「相互理解を通しての法による世界平和」「法の支配による自由にして平等な国際社会の実現」「“対立と排他”の原理ではなく、“和解と包摂”の原理による紛争解決」ということを折にふれて、日本人にもアジアの友人達にも語りかけられ、実践された。ローエイシアでは、中国との間で、人権や司法の独立を巡って、しばしば軋轢が生じることがあったが、中国に対しても、原田さんの基本姿勢は揺らぐことはなかった。お亡くなりになった今になってこそ、原田さんの思考、行動の根底には、キリスト者としての深い信仰と博愛の精神があったのか、と想像するけれども、御一緒しているときに、そのような宗教色を感じることは一切なかった。

現在準備中のローエイシア東京大会2017についても、原田さんは、組織委員会の副組織委員長に就任され、山岸憲司組織委員長、金築誠志副組織委員長

と共に、大会全体の枠組の結成、組織委員会を構成する日弁連、日法協、当協会の3団体の役割分担、損失が発生した場合の費用負担など、難問の解決に優れた指導力と調整力を発揮された。特に、大会スローガンであるBig Leap through the Rule of Law (理念)とプログラム内容(実践)が一致した統一のとれた大会でなければならないことを、繰返し強調されたことは、深く印象に残る。

2017年東京大会は、日本にとって2003年以来14年ぶりの大会である。プログラムを見ても、「アジア投資におけるAnti-Corruptionに係わる現地規制や展望」、「超高齢化社会と法的対応」、「電子化と裁判」、「諸外国の司法取引と日本の制度」といった、現代のアジア太平洋地域の社会・経済情勢を反映した、興味深いテーマが目白押しである。

原田さんに、2017年東京大会を見ていただけないのは誠に残念である。立派な大会を実現して、天国に届けたいと思うばかりである。

さて、原田さんの急逝を受けて、5月31日の理事会において、私が、後任の日本ローエイシア友好協会会長をお引受けすることになった。正に、急場のリリーフピッチャーという心境である。私がローエイシアに個人会員として加入したのが1977年のソウル大会だったので、既に40年間会員だったことになる。そして、1979年のコロombo大会で澤田壽夫先生に替って理事代行として理事会に出席して以来、2004年に日弁連指名の内田晴康弁護士が日本の代表理事になられるまで26年間、日本を代表して理事を務めた。1997年から99年まではローエイシア会長を務め、2003年ローエイシア東京大会では、三ヶ月章組織委員長の下で大会執行委員長も務めた。2003年東京大会を無事終えた時、正直、私は、「これが私のローエイシア活動の集大成で、ローエイシアへの奉仕は十分に果した。あとは、個人会員として、気ままに参加させてもらおう」と思い、以後は、そのように振舞ってきた。

此度、原田さんの思いがけぬ御他界により、いま一度、重い役目を負うことになった。もとよりお引受けした以上、全力をつくして、任務を完了するつもりである。

会長をお引受けするにあたり、一つ考えたことがある。それは、当協会を次の世代に引継いでもらえるように、組織を整備し、活動を強化することこそが、私の役割であるということである。

アジア・太平洋諸国の変貌は、目を見張るばかりである。このような時代に対処し、日本人法律家がどのような役割を果せるか、皆様と共に考え、実行して行きたいと考える。鈴木竹雄先生が創られ、主導された日本ローエイシア協会は、法曹三者(裁判所、法務省・検察庁、弁護士会)と学者、企業内法律実務家を広く抱擁する団体であった。三ヶ月章先生が鈴木先生の意志を継がれて組織変更した当協会も、その基本理念を継承している。日弁連や、単位弁護士会がローエイシアの団体会員になった今日においても、その幅広い特性の重要性は失われていない。しかしながら、近年は、活動が弁護士に偏在してきているように見える。もとより、弁護士、特に若い弁護士の方々の最近の活動は目ざましく、先年の札幌での野田メモリアルの家族法シンポジウムや、今回の2017年東京大会の準備においても、若い弁護士の熱気が活動の推進力になっており、将来の希望となっている。この気運を大切に、発展させなければいけないと思う。同時に、日本ローエイシア協会の時代から、鈴木竹雄、三ヶ月章、有賀美智子、野田愛子、坂本吉勝、塚本重頼、澤木敬郎氏ら多くの優れた先人達が、1970年の日本のローエイシア加入以来築き上げてきたオールジャパン体制ともいべきバランスのとれた当協会の歴史と伝統を今一度思い返し、その良いところは、後世に残さなければならないと強く思う。此度、神田秀樹 学習院大学教授(東京大学名誉教授)、酒井邦彦弁護士(前広島高検検事長)に、特にお願いして、常任理事に御就任いただいたのは、そのような考えに基づいている。御理解をお願いしたい。

また、既に離陸して恒常的な部会活動を実施している家族法部会のように、ビジネス法の分野でも、日常的な研究活動を行う組織を是非作り上げたいと思っている。

当協会の発展のため、皆様の御協力、御支援を切にお願いする次第である。

みんなで盛り上がりましょう 新たな時代の幕開けに向けて



組織委員長
山 岸 憲 司

国際法曹団体の大会を招致し実施することとなっても、実際、主催国として、テーマ、セッションプログラムの策定、各スピーカー・モデレーターの設定についての協議と連絡調整、ソーシャルイベントの企画準備、幅広い広報宣伝と参加登録に向けたプロモーション活動、実際の運営と接遇、それらの全てを本部と連携を取りながらつつがなく行う、そして、それらをやり遂げるための多額の資金集めに汗を流す、本当にこの事業をやり切るといのは大変なことだと改めて思わずにはられません。

2003年東京大会の担い手として活躍された皆様の中には、並大抵の苦勞ではなかった、二度とやりたくないと思った、と述懐される方も少なからずおられたことも良く理解できます。

そんな困難な船出ではありましたが、経験値のあるベテランの先生方の暖かいご支援、中堅、若手の先生方の力強いご協力などを得て、順調に準備を進めてきました。

新たな旗の下に馳せ参じてくれる人たちも多く、昨年のスリランカ大会に乗り込んでのプロモーションの後、組織委員会の陣立てが概ね完了して具体的な活動が本格的に始まってからは、活動を担う多くの人たちの清新なエネルギーは奔流となって、日に日に大きな力を発揮してきました。

頼もしい限りです。

本部の関係者も驚嘆するスピードでプログラムの策定を進め、充実したセッション内容になるように打ち合わせを進めているプログラム委員会、大会全体を見据えて歴史に残る有意義な大会にすべく、ウェルカムレセプション、開会式、ガラディナー、フェアウエルパーティーその他の内容を詰めてきた総務委員会、日本の誇るおもてなしの精神を海外からの多くの参加者に感じてもらえるように様々なソーシャルイベント、ツアーを計画し準備してきた接遇委員会、大きな予算規模となる行事を余裕を持って催すことができるように緻密な収支計画を立てなが

ら財源の確保を図ってきた財務委員会、日本全国から、また、アジア・パシフィックの各国から多くの参加登録を得るためにいろいろな方策を実行してきた企画委員会、さまざまな媒体に魅力的な紹介記事が取り上げられるよう工夫をし、SNSなども駆使し、ブローシャーやピンバッジ、クリアファイルなどのグッズにも心を砕いた広報委員会、そして、それらの委員会が縦割りの弊害を持たないように、徹底した情報共有を図り、知恵を出し合いながら進めてきた事務局会議と運営会議の活動がありました。

また、連日のように開催される委員会、部会などの会議、準備活動を支えてくれた日弁連の国際室や国際課のメンバーの活動には目を見張るものがありました。

それらの議論と活動の成果を示せる日が間もなくに迫ってきました。

しかし、実際に大会を成功させるためには、これからの正念場でもあります。最後の二ヶ月は気を抜くことができません。とりわけ、「友好協会」の先生方には、絶大なご協力をお願いしたいと思います。

ローエイシア友好協会の関係者の皆様には、既に物心両面にわたって多大なご協力をいただいておりますが、これからの参加登録者の増大、とりわけ海外からの更なる参加登録に向けた呼び掛けに力をお貸しください。海外のお知り合いに「もう参加登録しましたか。」「ソーシャルイベントにも積極的に参加して交流してね。」というメール、電話等をよろしく申し上げます。

そして、何よりも、大会期間中の、セッションや

ネットワーキングの充実に力をお貸しください。みんなが主催国のホスト役であるという意識を持ち、古い友人を迎え、また、初めての参加者にも暖かく接し、オモテナシの精神を如何なく発揮していただければ幸いです。

組織内弁護士協会にも参加者への補助制度の活用などご協力いただきました。経営法友会には「法人チケット」の広告宣伝にご尽力いただいています。

日本法律家協会には、学者の方々を含めた会員の先生方へのプロモーションにご尽力いただいています。

しかし、源流は、このローエイシア友好協会です。一人でも多くの方々に参加していただけるように勧誘し、大会をみんなで盛り上げていただければ幸いです。

折しも、日弁連は「国際戦略」を打ち出し、政府・自民党は「司法の国際化」「司法外交」などを標榜しています。新しい時代が幕開けとなる中で、日本の弁護士は、もっともっと幅広く活躍することに貪欲になるべきです。もっともっとリーガルサービスの質を高め量を増やすべきです。海外の弁護士たちとの連携ももっともっと充実させなくてはなりません。

多くの国際法曹団体と競争しながら、連携しながら、補完しながら、国民の期待に応えていただくことを期待し、私も、微力を尽くします。

くれぐれもご支援ご協力をお願い申し上げます。

LAWASIAにとっての東京大会



ローエイシア前会長
鈴木 五十三

ローエイシアの活動は、各国の会員弁護士団体を中心に支えられているが、日本における、日本ローエイシア友好協会の支援は格別に評価されている。日本での会員の活動を盛り立てながら、年会費を取りまとめて本部に送金する。年次大会には、スピーカーを募り、参加者を派遣する。年次大会に加えて、日本国内で、家族法、ビジネス法などに関連するセミナーを独自に開催してローエイシアの日本でのプレゼンスを維持し発展させている。友好協会は、日本において、弁護士を含む日本の法曹全体のアジアに対する関心に応えることを、活動の念頭においている。今回の2017年東京大会が、日本弁護士連合会の共催に加えて、裁判所、法務省、経済団体をはじめとするいわばオールジャパンのバックアップ体制で準備されているのも、友好協会と日本法曹協会が、日本弁護士連合会とともに、組織委員会結成と運営に協力していることがあって、実現している。

その友好協会を、2003年の東京大会から、本年の2017年大会の間、会長として支えてこられた原田明夫先生は、ローエイシアの会員であるアジア・太平洋地域の法律家全体にとっても、貴重な指導者の一人であった。

原田先生は、毎年、日本からの参加団の団長として年次大会に参加され、スピーチも担当してこられた。ローエイシア執行委員をはじめとする各国代表のパーリダーからも広く信頼されていた。原田先生の会長在任中、ローエイシアで接していたジャネット・ネヴィル事務局長が寄せた弔意文がこのことを示しているのでこれを紹介しておきたい。

原田先生ご逝去についてお知らせくださり、ありがとうございました。悲しみでいっぱいです。

先生が亡くなられたことは、ローエイシアにとって大きな喪失ですが、ご家族そして日本の法曹界にとっては、それにもまして大きな喪失と拝察いたします。

原田先生は、ローエイシアにとって何が最善であるのかを常に示してくださいました。長年にわたり、先生の温かなお人柄に接することができたことは、私の喜びであり、私に与えられた特権でもあり、先生の聡明さと寛大さから多くのことを教えられました。

先生のご尽力により、ローエイシアは、あらゆる面でその価値を高めてきましたが、もう、そうしたご支援をいただけないことは大きな打撃となることでしょう。

私が初めて先生にお会いしたのは、2002年のモスクワでした。それ以来、お目にかかる機会が数多くあり、楽しかったたくさんのお思い出されます。この後、こうした機会を二度と得ることができないのだという実感がわきません。先生がこれまで携わっていらした全て、先生のお人柄、そして常に示してくださいましたお優しさに対する深い尊敬の念は、永遠に忘れることがありません。

ご遺族の皆様、特に、何度も先生と一緒にローエイシアの活動にご参加くださいました奥様に、心からのお悔やみをお伝えいただけたら幸いです。

ジャネット・ネヴィル
前LAWASIA CEO兼事務局長

友好協会の会長職は、これまで原田先生と共に、協会活動を支えてこられている小杉丈夫先生が引き継がれることになった。小杉先生は、裁判所、法務省、学界、経済界を通じた幅広い人脈で友好協会の法曹一体としての活動に取り組まれている。2003年東京大会に先立って、ローエイシア会長を務められ、本部での熱心な活動とともに、国際的にも広く知られておられ、9月の東京大会の開催に向けての友好協会としての協力活動の代表を担っていただくに相応しいとして、5月の理事会で満場一致で選任された。

東京大会は、ローエイシアの大会としては、50年の歴史の中で、30回目となる。大会は、2008年のクアラルンプール大会以後年次開催となった。奇数年と偶数年と交互に、開催都市の性格が違う。奇数年は、最高裁判所長官会議も同時開催されることから、比較的成熟して政治的にも安定した都市が選ばれる。2011年はソウル、2013年はシンガポール、2015年がシドニー、そして2017年が東京である。この間、偶数年は、成長途上にある国の都市で開催する。2010年はデリー、2012年はインドネシアのバリ、2014年はスリランカのコロンボで開催された。また、全体として、東アジア、アセアン、南アジア、オセアニアの地域間での交互開催になるようにも考慮されている。本年の東京は、最高裁長官会議とも同時開催されることから、ローエイシアにとっては、ソウル大会以来の、東アジアで開催する、重要な大会となる。

年次大会は、開催担当弁護士会によって、組織やプログラムに特色がでる。デリーやバンコクでの大会は、ローエイシア本部が中心になって企画が立案実行されたが、先のコロンボ大会は、スリランカ弁護士会が中心となった。今回の東京大会も、開催地主導型の企画となっている。ローエイシア本部にも組織委員会が置かれ、今年1月、5月には来日して、組織委員会と準備会議をもった。

毎回の大会テーマは、ローエイシア会員の国際的な関心と、開催国の国内的関心が交差するところで表現される。シンガポール大会は、「法を超え、責務を超え、国境を超え (beyond the Law, beyond the Call of Duty, beyond Boundaries)」をテーマとしたが、シンガポールとしてのアジアの国際的な法コミュニティにおける先駆的な意欲を表明してい

た。シドニー大会のテーマは、「アジア・太平洋地域における越境の法と実務 (Cross-border law and practice in Asia Pacific Region)」であったが、オーストラリアのコモンロー国としての自覚を誇張なく表現していた。スリランカ大会の「法の支配を支えて50年 (50 years of supporting Rule of Law)」は、ローエイシア50周年とともに、同国国内における法の支配の確立の重要性を背景にしていた。東京大会のテーマは、「法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割 (Big Leap through the Rule of Law - LAWASIA Legacy and Future Role)」である。ここでの関心は、アジア・太平洋地域の飛躍であるが、日本の飛躍をも訴えている。また、ローエイシアの中心理念である「法の支配」が、実現されるべきことをアジア・太平洋地域全体を念頭において確認している。

ローエイシアの地域では、法の支配は、特に、中国、マレーシア、スリランカそして香港で、司法の独立とともに、裁判所・弁護士・政府との間の権限の分立と調整を巡るキーワードとして論じられている。一国二制度の下での香港裁判所と中国全人代常務委員会との基本法解釈の権限を巡る議論は、法の支配の意義を巡る解釈として法的論争として活発に展開されている。政府と司法とのバランスが不安定な、他の地域においても、法の支配・司法の独立の概念は、政治問題の法的論争化への翻訳機能を如何なく発揮している。

ローエイシアは、各国、各法域相互、あるいは各国各域内において、政治的意見の違い、法的理解の違いがあっても、それぞれの違いを乗り越えた非政治的交流の場であることを志向している。この役割を果たすため、ローエイシアは、法域間の有益で友誼を基礎とした交流を奨励し促進する。ローエイシアとそこに集まる法律家団体は、公正で、客観的であるとともに、政治的に高い認識をもちつつ、法制度のコアバリューである法の支配の実現に徹することで相互の信頼を築いている。

2017年東京大会の目指すものも、この点でローエイシアのレガシーの下にある。

大会の大いなる成功をローエイシア本部とともに願っている。

日本ローエイシア友好協会常任理事就任にあたり



LAWASIA日本代表理事
高谷 知佐子

この度、日本ローエイシア友好協会常任理事を拝命致しました。LAWASIAに初めてスピーカーとして参加したのは2006年にホフホトで開催された年次大会からである。ホフホトに行けるというだけの理由で参加を決めたという動機としては少々不純なスタートであったが、ホフホト大会が本当に楽しく、その後ほぼ皆勤賞で年次大会にスピーカーとして参加してきた。途中からはムート（模擬仲裁）にも仲裁人として参加している。また、一昨年からはEmploymentの分会にも参加し始めた。従って、日本からのLAWASIA参加者としては、結構なめり込み振りと言って良いのではないかと思う。

もっとも、LAWASIAとの出会いはさらに古く、前回の東京大会からであり、当時日弁連国際室の囑託であった友人から、大会を手伝ってくれと言われ、会場のホテルからレセプション会場までのバスガイド役をしたり、レセプション会場で司会をやるなどお手伝をした思い出がある。その後、小杉先生がビジネス法研究会を主宰されていた時期があり、こちらにぼつぼつ参加していたが、上記の通り2006年からはもっぱら大会参加に軸足を置いてきた。

LAWASIAの良いところは、やはりアットホームな雰囲気とアカデミックな参加者が多いことではないかと思う。参加人数もものすごく多いというわけ

ではなくそこそこ顔が見えるし、学者や裁判官の参加も多い。法曹関係者による国際会議としては、他にIBA、IPBA、ABA等があり、いずれについても参加したことがあるが、LAWASIAの上記のような良さにひかれて集う人たちは本当に気持ちの良い人たちばかりである。

今年の9月19日～21日には東京のホテルニューオータニにおいて年次大会が予定されている。登録者は7月1日の段階で700名近くになっており（目標としては1000人）、近年にない盛会となることは確実である。若手の参加者も200名以上となる勢いであり、これをきっかけに多くの若手弁護士に国際会議への参加の経験を積んで頂き、今後様々な大会に参加し活躍してくれることを期待している。

日本ローエイシア友好協会の活動にもニューズレターの記事の寄稿がきっかけになり、その後理事を拝命した。理事の皆様はLAWASIAエキスパートとも言うべき先輩方ばかりで、（年齢はともかく）若輩者の私は末席を温めるつもりで参加してきたが、この度、思いがけなく常任理事を拝命することになった。歴史ある日本ローエイシア友好協会の活動が今後益々発展するよう微力ながら尽くさせて頂く所存である。

ローエイシアと日本法律家協会



日本ローエイシア友好協会常任理事
ローエイシアビジネス法部元部会長
鈴木正貢

一般財団法人日本法律家協会(以下日法協という)は、日本の法曹を代表する団体会員として日本弁護士連合会(以下日弁連という)に先駆けてローエイシア(The Law Association for Asia and Pacific - 本部オーストラリア・シドニー)に加盟している。

これまでローエイシアの年次大会を1975年と2003年の2回東京に招致しておるが、両大会共日法協が主導的役割を果たした。因みに2003年ローエイシア東京大会の組織委員長は日法協の副会長を務められた三ヶ月章先生であった。私は2003年のローエイシア東京大会では、元札幌高裁長官の野田愛子総務委員長の下、総務副委員長として、それに運営小委員会の委員長として参加し、開会式にお招きした皇太子殿下、妃殿下の付添人になった事が懐かしく思い出される。

日法協がローエイシアの活動に日本の法律家を代表して積極的に参加出来た理由の一つに日法協の構成メンバーが弁護士、裁判官、検察官の法曹三者だけでなく、公証人、法学者その他の法律家を幅広く擁していることにあると思われる。

更にローエイシアの年次大会に併設して同時に開催されるアジア・太平洋最高裁長官会議も元はと言えばローエイシアの司法部会が発展的に独立の最高裁長官会議になったものであり、裁判官を擁する日法協がローエイシアの日本を代表する団体会員とし

てアジア・太平洋最高裁長官会議の活性化にも大いに寄与していると言えるのである。

2003年のローエイシア東京大会の際も日法協の会長を務められた大内恒夫元最高裁判事のお世話で新装なった、現在の最高裁判所の庁舎の見学会を催すことが出来た。

当日本ローエイシア友好協会の会長で2017年ローエイシア東京大会の組織委員会副委員長だった故原田明夫氏も国際感覚豊かな最高検察庁の検事総長であられ、ローエイシアの諸活動に大いに寄与された。

アジア・太平洋地域からローエイシアの東京大会に参加した人々が日本の法曹界を理解する上で日法協は大いに寄与している。特に法曹界、法曹人の国際化の面ではアジア・太平洋地域内の法曹との交流や法律家の育成、法整備支援活動どれ一つとっても各国の弁護士・弁護士会の努力だけでは足りずローエイシアの様な国際団体の仲介により各国の法曹・法曹界と相互に協力しながら進めていかなければならない。その点で国際化に後れをとっている日本に於いては、弁護士、裁判官、検察官のみならず広い法律家を擁する日本法律家協会に対する期待には大きいものがある。

2017年東京大会への参加を契機に日法協のローエイシアへの更なる貢献を期待したい。

財務委員会報告



財務委員会委員長代行 一木 剛太郎

2003年の東京大会開催の際には、「みんな頑張れ。もし、赤字が出たら自分の家・屋敷を処分し埋め合わせる」と伝説的に言い伝えられている、三ヶ月章大会組織委員長の号令一下果敢なファンドレイジング活動が展開されたとお聞きする。今大会では、山岸憲司大会組織委員長の下、財務委員会を中心にファンドレイジングに取り組んできている（山岸委員長も、内心では三ヶ月委員長と同じお考えかと拝察している）。

国際大会に縁が薄かった弁護士等の方々から、高額な参加費への驚きと苦情が寄せられることがある。日弁連の様々な大会（人権擁護大会、司法シンポジウム、業務改革シンポジウム等）の参加費（資料代）は数千円にしかすぎず、これらとの比較からすればまさに法外に見える（但し、これらの大会は実質的には日弁連による多額の拠出により支えられている）。何故、大会参加費が高くならざるを得ないのかといえ、①会場費（ホテルニューオータニ）、②設備費（同時通訳費等も含む）、③レセプションやフェアウエルのパーティー、ガラディナー、昼食等の諸経費が想像を超えるほど割高ということである。しかし、ローエイシア大会参加費は、国際大会一般からすれば決して高いレベルではないということもご認識いただきたい。IBAの大会参加費などは、30万円以上もする。

他の法曹国際大会（例えば、インターナショナル・バー・アソシエーション（IBA）やインターナ

ショナル・アソシエーション・オブ・ヤングロイヤーズ（AIJA））では、資金はほぼ本部が面倒を見るので、開催国の組織委員会で手当てする分は限られているとのことである。それに比べ、ローエイシアでは、開催国の組織委員会が自主的に大会を企画し開催する建て付けで、すべての開催資金を開催国の組織委員会で調達しなければならない。その手当は、①参加者の登録参加費、②寄附・スポンサー収入及び③その他の収入・補助金によりなされる。

大会支出額は、参加者数等により変動する部分はかなり大きく、現時点では確定できないが、大よそ1億6千万円～7千万程度と見込まれる。この半分以上を寄附、スポンサー収入に頼ることになる。

寄附・スポンサーの依頼については、多くの法律事務所、顧問・賛同者・大会関係者、日弁連役職経験者・現役員の方々を中心にご無理をお願いしたことを深くお詫びするとともに、その中で快くご貢献いただいた方々には心から感謝している。これらの法律事務所や個人の方々を組織委員会のホームページに掲載し、感謝の意を表させていただいている次第である。

現在の最大の課題は参加者の獲得である。7月末のアーリーバード申し込み期限までが勝負である。多くの参加者を得て大会自体が盛会となることが第一の目的ではあるが、財務的に見れば（関係団体から厳命されている）赤字を出さないための参加費収入獲得が大テーマである。

LAWASIA東京大会2017にご参加を！



企画委員会委員長
三宅 弘

LAWASIA東京大会2017が本年9月18日から21日までホテルニューオータニ東京で開催されるにあたり、組織委員会山岸憲司委員長のもと、企画委員会が作られ、大会を盛り上げるための企画を準備してきた。

企画の一環として、3月には東京でプレセミナー「世界における弁護士業務の潮流と未来予測」が開催された。若手弁護士に対する海外業務・人権活動への手がかりとして国際会議への参加を呼び掛けた。また、5月にプレセミナー「アジア各国に投資・進出した後、実際に直面するトラブル事例と対応」が大阪弁護士会において、大阪商工会議所との共催で、ジェトロ大阪本部と法務省法務総合研究所国際協力部の後援により開催された。LAWASIAのEXCOのメンバーの協力を得て、その講演とパネルディスカッションによって、弁護士の他にも海外進出する企業や関係者を対象にし、東京以外の地における東京大会の広報をも行うことができた。6月にも若手弁護士に国際活動への参加を呼びかけるプレセミナー「国際セミナー&パーティ～国際会議・国際セミナーに参加しよう！～」が東京の三弁護士会の共催により開かれた。「国際セミナー&パーティ」は、動画で配信し、このセミナー開催した弁護士会以外の弁護士に対しても、関心が高まることを期待している (<https://adobe.ly/2rlaws5>)。昨年7月には「LAWASIA家族法部会との共同研究会」も開催された。日本の弁護士の登録人数は7月3日現在649名に達しているが、より多数の参加者を募っている。

また、様々なネットワークを活用して、外国からの法律家の参加を呼びかけている。外務省の協力も

得て、環境法に関心の高い中国の弁護士の来日のために東京大会とは独自の企画も合わせ準備している。日本の弁護士会が友好協定を結んでいる相手国の弁護士会に対しても、大会期間中に東京でバイ会合などを開催することも呼びかけた。19日夜の第二東京弁護士会主催の友好協定先弁護士会との会食、21日の大阪弁護士会主催のランチミーティングなどの案内に応じて、友好協定先弁護士会の弁護士が参加されることを期待している。

東京大会では、全体会として大会2日目に「司法権の独立と法の支配」、最終日に「ビジネスと人権」を取り上げる。いずれもアジア諸国とビジネスにおける司法の役割として求められる重要課題である。開会式やガラディナーなども、日本独自の企画で記憶に残るものになるであろう。個別セッションでは、司法分野、人権分野、家事分野、公益分野、ビジネス分野の32のテーマが論じられる。アジアの大学生で競われる模擬仲裁（ムートコート）のトーナメントでは、各国の学生が弁論等を競う。上智大学で予選を行い、21日の午前にニューオータニにおいて、決勝戦を行う。前々回のシドニー大会では、日本は予選敗退。前回のコロombo大会では、日本からの参加大学はなかった。法科大学院のみならず法学部も含め、日本の法曹養成のこれからの課題を考えるにあたって参考になるかもしれない。

アジアの法律家と共に、共通する課題を共に考え、日本の法律家にとってもアジアから世界に拓かれる良き機会となるよう、多くの皆様のご参加をお願いしたい。今回は、特にセッションの日英同時通訳も充実している。

おかげさまで準備万端整いつつあります。 さらに多くの方のご参加を



組織委員会事務局長・第一東京弁護士会
上 柳 敏 郎

ローエイシア東京大会（9月18日-22日ホテルニューオータニ）開催まで、あと約2か月となった。

おかげさまで7月10日現在の参加登録者数は677人、そのうち外国からの登録が221、国内から456となった。国・地域でみると多い順に、スリランカ、豪州、台湾、マレーシア、フィリピン、韓国、香港、シンガポール、インド、タイ、バングラデシュ、ドイツ、インドネシア、フィジー、中国、米国、英国、イタリア、ナウル、ネパール、ニュージーランド、スウェーデン、スイスに及んでいる。このほかに、中国で60名規模の訪日団が結成されつつある。さらに、国内からも在京の裁判所から数十人以上参加いただける見込みであり、経営法友会もプロモーションを工夫してくださっている。日本組織内弁護士協会と日弁連では、若手支援枠を当初の予定数から増やしていただいた。

財政面についても、多数の方々から多額の寄付を頂戴し、スポンサーになっていただき、大会開催の目処を付けることができる段階にきた。厳しい状況のなかで格段のご支援をくださった皆様に改めて感謝申し上げる次第である。監査を随時受けながら、財務委員会を中心に最も有効な資金配分を期している。

組織委員会は、昨年4月の発足以降、隔月に運営委員会を開き、準備状況を指導監督いただいている。また、顧問の方々には、今年7月を含め3回開催された顧問会議等で、助言をいただいている。そして、組織委員会山岸憲司委員長（元日弁連会長）、金築

誠志副委員長（元最高裁判事）、故原田明夫副委員長（元検事総長）、鈴木五十三運営会議議長（前ローエイシア会長）のもと、総務、プログラム、財務、企画、広報、接遇の各委員会が、一か月に1ないし3回の会議をもって、株式会社コングレ、日弁連国際課の皆さんとともに準備を整えてきた。

30余のセッション（分科会）、法学生模擬裁判、全体会、ソーシャルプログラム等の準備もほぼ目処がたち、さらに充実した内容と進行となるようブラッシュアップの段階に至っている。受付、開閉会式、レセプション、展示等のロジについては、株式会社コングレとホテルニューオータニのスタッフの方々とともに、具体的な段取りを詰めているところである。

もっとも、実は参加者がゼロないし1名の弁護士会が約20残っている。ということは、まだまだ参加呼びかけを広げていく余地があるということである。現在ないし近い将来の日本の法曹界にとって、アジアとの関係は、人権・公益や法の支配の見地からもビジネス法関係でも、極めて重要であり、アジア法の最先端の息吹に触れ（全体会と全部のセッションで日英同時通訳が提供される）、アジアの法律家と人脈を作る貴重な場となる本大会に、多くの日本の法律関係者が集うことの意義は、強調してもしきれない。一人でも多くの方々に東京大会への参加を呼びかけていただくよう、再度伏してお願いをする次第である。

ローエイシア東京大会2017 ソーシャル・イベントもお見逃しなく！



ローエイシア東京大会2017組織委員会
接遇委員会委員長

市毛 由美子

ローエイシア東京大会2017組織委員会の中に設置された接遇委員会では、大会の期間中のソーシャル・イベントを企画運営しています。山岸憲司組織委員会委員長の、「訪日して下さった海外の弁護士等・同伴者の皆様に、日本の心のこもった『おもてなし』を体験していただきたい。」との熱い思いを受け、設立された委員会です。委員一同、過去に参加した国際会議におけるソーシャル・イベントの経験等をもとに、様々な企画案を検討し、以下のとおり、3つのツアーと3つのソーシャルプログラムを用意いたしました。日本の弁護士による国境を超えた「おもてなし」を、提供する側／受ける側ともに、楽しんでいただけることと思います。これは、日本における国際会議の場でしかできない経験になることと思いますので、ご友人をお誘いのうえ是非ご参加ください。接遇委員会一同、参加者が楽しい時間を共有することで、日本の弁護士と各国からの大会参加者とのネットワーク構築のきっかけになること、更には、今後の国際的な業務や活動のきっかけとなることを強く期待しております。

ツアー1：大相撲秋場所観戦 (7月31日締切)

日時：2017年9月17日(日) 13:00-20:00

貴乃花引退以来14年ぶりとなる日本人の新横綱稀

勢の里で人気が沸騰している相撲観戦。両国国技館で開催中の秋場所をご観戦いただきます。会場のホテルニューオータニから往復の専用バスも手配しました。相撲観戦後、夕食は、両国でちゃんこ鍋又はすき焼きをお楽しみいただきます。

ツアー2：坐禅&精進料理体験 (8月15日締切)

日時：2017年9月18日(月) 9:00-14:40

初めての方でも参加しやすい坐禅体験です。鶴見の總持寺は曹洞宗大本山の一つであり、開かれた禅苑として有名です。日ごろの喧騒を離れて、静かなひとときをお過ごしいただけます。また、坐禅や作務(掃除)と同じように、料理を作ること、食べることも仏道修行のひとつとされています。今回の体験では、昼食に精進料理を召し上がっていただきます。

ツアー3：京都観光 (8月15日締切)

日時：2017年9月22日(金) 9:00-20:30

大会終了後の金曜日の京都ツアーです。日帰りを基本としますが、一泊オプションを付けることもでき、宿泊ご希望者は、昨今では予約が取りにくくなっていると言われている京都のホテルにリーズナブルな料金で宿泊できます。

顔立ちの異なる1000体もの千手観音像（重要文化財）がズラリと並んでいる三十三間堂、臨濟宗南禅寺派の大本山で高さ22mの三門（重要文化財）のある南禅寺、朱塗りの社殿と白砂のコントラストや本殿を取り囲むように広がる約3万m²におよぶ回遊式庭園が雅な雰囲気をかもし出す平安神宮を拝観し、また、京都の町並みを散策していただいたうえ、鴨川の川床で夕食を楽しんでいただきます。京都弁護士会・大阪弁護士会のおもてなし隊も参加する予定です。

ソーシャルプログラム1：買い物お助け隊

（要事前登録）

日時：2017年9月18日（月・祝）12：30-16：30

上野のアメ横で買い物・散策をする企画です。参加者を3～4名のグループに分け、海外の参加者2～3名、日本の参加者1名（場合によっては2名）を1グループとして、日本の参加者の皆様にはグループのとりまとめ役をお願いする予定です。海外参加者の買い物を手伝えるを通じて、交流を深めていただくことを目指します。



ソーシャルプログラム2：

海外参加者向け着付け体験（むつみ会共催*）

（要事前登録）

日時：2017年9月19日（火）16：00-18：00

海外からの参加者（配偶者を含む）に、訪日の記念に日本の伝統衣装である着物の中でも最高礼装である振り袖の着付けを体験していただきます。むつ

み会関係者のご厚意により、複数ご用意する美しい絵柄の振り袖からお好きなものを選んでいただき、スピード着付け、その後は、会場ホテル内を自由に散策し、日本の弁護士が写真撮影のお手伝いもさせていただきます。また、最後に、参加者で集合写真を撮影する予定です。華やかな着物姿で撮影する写真は、ローエイシア東京大会参加の素敵な思い出の一つになることと思います。

*むつみ会とは、東京都の三弁護士会（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会）と隣接県（神奈川県・埼玉・千葉）弁護士会に所属する弁護士の妻または女性弁護士を会員とする親睦団体です。

ソーシャルプログラム3：皇居ラン

（要事前登録）

日時：2017年9月19日（火）

18：00-20：00（ラン最大2時間）

20：30-22：30（懇親会）

夏の終わりの皇居を、各国からの大会参加者と一緒に走る企画です。本格的なランナーだけでなく、皇居の景観を楽しみながら、またおしゃべりに花を咲かせつつ、ゆっくりと歩きたい方の参加も歓迎します。ランの後には、懇親会で各国のランナー達と交流を深めることができます。



*注 皇居ランのみに参加される（その後の懇親会は欠席される）場合を除いて、いずれも有料プログラムです。詳しくは、大会公式サイトツアーをご覧ください。

LAWASIA東京大会2017に向けて



総務委員会副委員長
橋 高 真佐美

これまでのLAWASIA大会の参加者の感想を聞くと、プログラムそのものから得た学びについてと同時に、他の参加者とのネットワークから得たものの大きさに触れる方が多い。LAWASIA東京大会2017の総務委員会では、今大会でも参加者同士のネットワークの機会が充実したものとなるように準備を進めている。

休憩時間やランチタイムなどは、重要なネットワーキングの舞台となる。東京大会でも、ネットワーキングの重要性を強調するために、セッションとセッションの間の30分間を「コーヒーブレイク／ネットワーキング」と位置付けている。

日本からの参加者は、ホスト国の一員として、ぜひ海外から参加するゲストと積極的に交流をしていただきたい。私は2012年に、マレーシアで行われたLAWASIAの会議に参加し、日本の後見制度を紹介する機会をいただいた。発表後に他国の参加者の方が感想を言ってくれたり、他国の情報を教えてくれた。初参加だった私は、他の参加者が話しかけてもらえ、とてもありがたかった。みなさんも、同じセッションに参加した人を見かけたら、コーヒーブレイクの際に感想を伝えたり、他に興味深いセッションがあったかを尋ねるなど、話しかけてみてほしい。

外国からの参加者だけではなく、日本全国から各分野で活躍する方も参加する。日ごろはメディアやメーリングリストで名前を見かけるけれども、直接

話したことがなかったという人でも、コーヒーブレイクの時には声をかけやすい。大会期間中には4回のコーヒーブレイクに加えて、ランチやディナー等もあるので、有効に活用してほしい。

東京大会3日目、9月20日の夜には「ガラディナー」がある。ガラディナーは、特別なディナーという意味合いがあり、さまざまな見ごたえのあるパフォーマンスも行われる予定だ。日本人参加者にとっても楽しめるものであることは間違いない。LAWASIA大会のメイン・イベントの一つであり、ぜひ参加してほしい。セッション終了後にホテルに戻り、ドレスアップして、ガラディナーに来る人も少なくない。必ず着替えなければいけないというわけではないが、着物や浴衣等を着て参加すれば、東京大会らしいもてなしの雰囲気づくりに貢献できるというだけでなく、何より他の参加者と話すきっかけになるだろう。

LAWASIA東京大会2017には、国際会議に初めて参加するという方が多いと聞いている。国内での開催ということに加え、全てのセッションには同時通訳がつき、他の国際会議よりずっと参加のハードルが低く、初心者にはうってつけの機会だ。お子さんがいる方には、託児所も用意されている（先着順で利用可・一部費用補助あり）。もしまだ周りに登録を迷っている方がいれば、ぜひ参加を呼びかけて、一緒に大会を盛り上げていただきたい。



第6回家族法と子どもの権利に関する国際会議 (香港, 2016年)を振り返って、 そして2017年東京大会への期待 —家族法の若手研究者の視点

東北大学大学院法学研究科助教

ローツ・マイア

1. 2016年6月の家族法と子どもの権利に関する国際会議

昨年の6月9日～11日に香港にて、LAWASIAの第6回家族法と子どもの権利に関する国際会議が開催された。研究者としての私の問題関心にピッタリの発表ばかりで、急いでLAWASIAに入会させていただき、参加させていただいた。わくわくの3日間であった。

当然のことだが、香港の会議にも、コモンローと大陸法系の国、両方からの実務家や研究者が参加していた。今回の国際会議のテーマが、モダン・ファミリーであったが、同性婚や代理懐胎等、家族と親子の在り方の多様化に関わるニーズをめぐる問題意識が、国と法文化を超えて、参加者に共有されていることを実感した。国や法制度によって、細かい対策や法整備が異なっても、文化及び法の違いを超えての、大変有意義な意見交換と議論ができたと感じた。

ただ、セッションによっては、コモンローの国同士の発表者の間だけで議論が盛り上がり、大陸法系の国からの参加者からの発言がほとんどなかった場面が多少あったことが気になった。代理懐胎等、生殖補助医療に関するセッションが、特にそうであったと感じた。生殖補助医療について、当事者の自己決定をどこまで尊重すべきか、子の利益をどう確保すべきか、代理懐胎をめぐる様々な倫理上の課題にどう向き合うべきかについて、日本を含む多くの大陸法系の国で活発に議論されてきており、関心も高いはずである。大陸法の国からの実務家の経験談や意見をもっと聞きたかった。言語の問題だったのか、参加者が法文化の違いを意識し過ぎていたのか（それとも私が法文化の違いに十分に配慮していないのか）、セッションのモデレーターが努力が足りなかったのか、その原因が気になった。とはいえ、私自身も、積極的に議論に加わろうとしなかった。後になっては、反省していたが、LAWASIAに入会したばかりの、初の国際会議ということで、しかも研究者が極端に少ない会場にて、必要以上に緊張してしまい、発言を控えていた。

2. 2017年9月の東京大会への期待

今年の9月に開催される東京大会の家族法セッションにおいては、養育費や高齢化社会をめぐる法的課題が取

り上げられる。また、移民とその家族をめぐる法的問題も、一つの焦点となる。各国において大変重要な課題であり、多岐にわたる議論がされることを期待している。

日本の子どもの貧困、特にひとり親家庭の背景に、養育費の未払いがあることが、近年ますます意識されるようになってきている。非監護親が、養育費を払ってあげないことが、子どもの貧困の一つの大きい原因である。全く支払いがないケースも多いが、支払いがあっても金額が低すぎるという当事者の声に耳を向け、子どもたちの健やかな成長を確保するように、周知の通り、去年、日弁連が新算定方式を公表した。しかし、仮に金額が上がっても、養育費の履行確保の制度が充実していないため、子どもが置かれている状況が、なかなか改善しない。最近関連立法の動きもあり、また、これまでも韓国やその他の外国での養育補の履行確保の制度等に関する動きが、日本でも紹介されてきた。東京大会でも、各国の実務家の現場からの経験談や当日の議論から有意義な視点を得られるのではないかと期待している。

そして、法的には別問題だけれども、実際に当事者の意識の中で養育費と密接に絡んでくるのが、面会交流である。非監護親からは、養育費を払っているのに向こうが子どもに会わせてくれないという不満、同居親からは、養育費を払ってくれず親としての義務を果たしていないのに、自分に親として権利があるからと、面会交流ばかり求めてくるという不満を、多くの国の実務家が繰り返し耳にしているようである。文化を問わず、離婚後も対立している親にとって、何が子どものためにベストなのかを優先的に考えるのが難しい。

父母が離婚しても、両方の親が、子どもの利益を優先して（これまでとは違う形でなのかもしれないが）親としての責任を果たすのが当然であるという認識を強化・普及させることが、重要である。そう考えると、とても大きい話になるが、養育費の問題だけを切り離して議論するより、養育費とともに、面会交流等、離婚後の「親子」の在り方の様々な側面を、包括的に、総合的に考えて議論した方が有意義であるのかもしれない。東京大会でも、限られた時間の中で、できるだけ幅広い議論を期待したい。

国際会議の活用法 ～企業内弁護士の立場から～



LAWASIA東京大会2017
プログラム委員会企業法務部会副部長
(株)ユーラスエナジーホールディングス
法務部長 弁護士

高 畑 正 子

1 企業のグローバル化と企業内弁護士

企業活動のグローバル化とともに、法務部門のあり方も大きく変容しているといえる。1980年代の日本企業においては、一部の商社等を除き、法務部はなく総務部等において契約書の作成等を行っていたが、海外に拠点を設置し、在外資産の売買や多国籍企業との取引が増加したことから、法務部門の強化を唱える企業は多い。また、国際的な批判に晒されるような事件、事故が起こってしまっ、ガバナンスの強化のために法務部門の拡充を図る企業も少なくない。

いずれの場合も、法務部門に期待されていることは、専門性（日本法だけでなく、諸外国の法令や制度の知見）や、問題解決のために必要なコミュニケーション能力である。法令も商慣習もその国の文化に根付いたものであり、コミュニケーションのスタイルは各国別に特色がある。企業内においても法律事務所においても、かかる企業のために法律実務を行う以上、これらは必須なものとなりつつある。殊に、企業内弁護士であれば、事業部門と物理的にも心理的にも近い距離にいることから、突然の質問に即座に回答を求められることも多い。日頃の研鑽と経験が試される瞬間であり、醍醐味ともいえる。

2 国際会議の活用法

企業内弁護士が出席する必要性のある国際会議を2つに分けると、法曹関係者が中心となる会議（IBA, ILA, その他のテーマ毎のLegal Forum等）と、企業の所属する業界団体等の主催するシンポジウムや展示会形式での会議がある。

前者は、各国の司法制度、法令、法律事務所、法曹教育等について学ぶよい機会である。企業内弁護士にとって必要不可欠な、取引に関連する契約関係の理解や、投資先国の法令の改正動向の知識を得られるとともに、法律事務所の選定の際にも役立つ。また、後者は、商慣習や、当該業種での新しい戦略を知るよい機会である。企業内弁護士である以上、業界のトレンド、所属する企業の業界における立ち位置及び戦略については精通しておく必要がある。このように、国際会議は、地域、法域を問わず様々な取引に関与する可能性のある企業内弁護士にとって有意義といえる。

更に、国際会議に付随するソーシャルプログラムも、ドレスコードや食事のマナーはもとより、私的な会話にも各国の習慣の相違を実感でき、有用である。法令等も、言語と同様に、その土地の歴史と文化的な背景を理解することで、より理解が深まるものといえる。企業法務を取り扱う弁護士にとっては、これらのことを、より感受性が豊かなうちに経験することが大切である。

3 LAWASIA東京大会へ

LAWASIAは、参加者及びその取り扱うテーマの多様性等の観点からユニークな国際会議である。企業法務部会では、各国の企業内弁護士の課題について取り上げる予定である。日本人にとって、アジア諸国は地理的には近いものの、必ずしも文化的背景を共通としないことから、法律実務が異なることも多い。東京での開催であり、是非、参加することをお勧めする。

ローエイシア東京大会2017の準備に 横断的に参加しての感想



第二東京弁護士会国際委員会副委員長
神庭豊久

－日本の法曹が変わる－ 激動の世界情勢の中、日本の法曹業界の飛躍的な変革が訪れようとしている。偉大なる先人達が切り拓き、それに続く勇者達が礎を築き、そしていま類稀なる若者達が世界に向けて力強く帆をはためかせている。これはローエイシア東京大会2017の大会組織委員としてその準備に横断的に携わる私が率直に胸を打たれている感想である。私は、いわゆる外資系の法律事務所に十年余り勤務し、その間に海外のロースクールに留学するなどして、それなりに国際的な業務に従事していたものであるが、大会組織委員に昨年より参加し、法曹業界全体が当大会を起爆剤として国際化を飛躍的に拡大させるものであると確信を持つに至った。

まず日本弁護士連合会が本気だ。元会長の山岸憲司先生が大会組織委員長として檄を飛ばし、それに賛同する重鎮の方々が各方面において大会準備に邁進しておられる。大会組織委員会は、その役割に応じて多数の個別委員会から構成されており、私は総務委員会、企画委員会、接遇委員会、プログラム委員会及び広報委員会の各委員を拝命し、比較的多くの委員会での準備活動に横断的に参加させていただいている。総務委員会ではかつてない大規模かつ威厳のある大会内容にするべく、様々なプログラムやセッションの最大限の効果を目指して運営全般にかかる協議・統括を行い、企画委員会では国内外の参加者への大会の周知や勧誘を委員が自ら足を運び声を掛けるなど汗をかいて実施している。

また、接遇委員会では海外からの参加者への日本のおもてなしの心を大事にし、日本の法曹全体の評価の底上げにもつながりうる様々な交流イベントを企画・準備している。そして、大会の中心となる各セッションの準備はプログラム委員会で行っており、人権、家事、刑事、ビジネス法といった根幹の内容からADRやAI/ITといった時代の先端に関する内容まで幅広いトピックを揃え、かつ世界から知識・経験の豊富な素晴らしい登壇者を予定している。それらを広報するのが広報委員会である。私もそれらの各委員会でお手伝いさせていただいているが、最近では広報用のPRムービーも製作した。大会組織委員長の出演はもとより、企画、撮影及び編集を自前で行う壮大な映像となっている。かなり苦労もあったが、是非一度ご高覧いただきたい。これを見て大会に参加しない手はないはずである。そして何より、準備活動には、全国の委員・賛同者が各地で多大な尽力をされており、かつ多くの若手が精力的に携わっている。広報用のFacebookには若手が積極的に投稿し、大会プログラムの中には大会初心者向けのビギナーズセッションという若手主導の企画もある。すべてが本気であり、一切手は抜いていない。大会のサブタイトルは、“Big Leap through the Rule of Law - LAWASIA Legacy and Future Role”。平成29年9月18日から、日本の法曹業界は、その国際化に向けて新たな舵を切る。その目撃者・体験者となれることは必ずや誇りとなる。

コロンボ大会への参加と東京大会への期待



弁護士

下田 幸輝

私は昨年、LAWASIAコロンボ大会に出席をした。コロンボはそのとき初めて訪問したが、海辺の街で育った私には海が身近にあるその街がとても親しみやすいものを感じられた。その一方で、街の各所に銃を構えた警官がいたことが、そこが日本ではないことを強く感じさせた。

私は愛知県名古屋市の事務所所属しているが、日々の業務は専ら国内案件であり、海外関係の仕事といえば難民事件や在留特別許可事件数件に取り組んでいる程度である。もともと、登録2年目ころから、海外の法制度への興味から愛知県弁護士会の国際委員会に所属するようになった。海外案件に携わる機会のない自分が国際委員会に所属する意義を深く考えていたわけではなかった。ただ、外国法勉強会のほか各国への視察旅行や他国からの本邦研修の受け入れに携わるにつれ、他国の法制度を知り日本の法制度を相対的に見つめなおすことを面白く感じるようになっていった。そして、他国の法制度や法曹に接する機会をもっと得たいと思うようになり、LAWASIAコロンボ大会への参加を決めた。

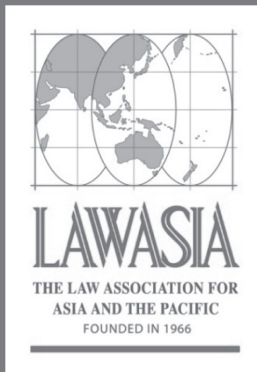
私が参加した労働法制のセッションについて述べると、スピーカーは地元スリランカのほか、香港、オーストラリア等の出身で、年代は様々であった。スピーチのテーマや切り口は各スピーカーに任されていたため、香港の労働法制の概観、日本の派遣労働法制、ストライキ権の国際比較など多岐にわたっていた。スピーチの中で語られる各国の法制度の多様

性もさることながら、出身国による英語の違いも実感できた。日常的に英語を聞いているわけではないためスピーチの内容を耳だけで理解することはできなかったが、配布資料と突き合わせることでなんとか話の内容を追うことはできた。今年のLAWASIA東京大会では公式セッションのすべてに日本語・英語同時通訳がつくとのことであるため、その点では安心感がある。英語に不安を感じて国際会議への参加をためらっている方には、是非今年のLAWASIA東京大会に参加していただきたいと思う。

不安を感じながらの参加ではあったが、昨年のLAWASIAコロンボ大会への参加は非常に良い経験になった。各国の法制度や世界的な潮流を知るだけでなく、セッション間の談話等を通じて他国の法律家たちも自分たちと同じように日々悩みながら活動をしているという事実を実感できたことも大きかったと感じている。

他国の法制度を知ることや他国の法曹との交流は、自分が取り組んでいる日々の業務を違った角度から見つめ直すきっかけになり、日々の業務にも張りをもたらせてくれる。このことが、普段の業務に直結しないにもかかわらず私が愛知県弁護士会国際委員会等での活動を続けている理由であるように思う。

LAWASIA東京大会は地理的な要因に加え日本語通訳もつき、非常に参加しやすい国際会議となっているため、多くの皆様にもご参加をいただければと願っている。



30th LAWASIA Conference - Tokyo 2017

*Big Leap through the Rule of Law
- LAWASIA Legacy and Future Role*

LAWASIA 東京大会2017

法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割

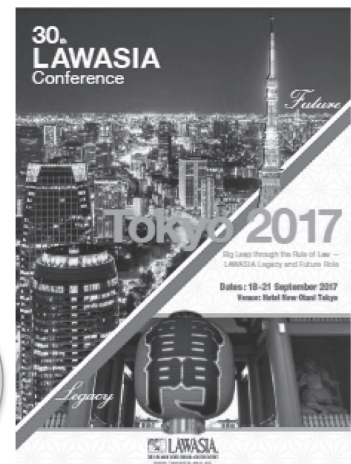
日時: 2017年9月18日(月・祝)～21日(木)

場所: ホテルニューオータニ東京(東京都千代田区紀尾井町4-1)

全ての
公式セッションに
日英の同時通訳
実施予定!

ビジネス・AIから
家事・人権まで
多彩なテーマで
30以上のセッション!

国際会議初参加者
のための
ビギナーズ・
イントロダクション
も開催!



【参加登録料※1の御案内】

カテゴリー	早期割引参加登録料	通常参加登録料
ローエイシア会員	120,000円	140,000円
ローエイシア非会員	130,000円	150,000円
若手弁護士(登録10年以下)	100,000円	120,000円
司法修習生・学生	70,000円	90,000円
大学教員等※2	80,000円	100,000円
同伴者	60,000円	60,000円

※1 参加登録料には、ウェルカムレセプション(9月18日(月・祝))、会議(9月19日(火)～9月21日(木)の3日間)、会議期間中のランチ、ガラディナー(9月20日(水))への参加費用が含まれております。

※2 大学教員等カテゴリーには、大学教員、裁判官、裁判所書記官、調査官、調停委員、検察官、公証人、および企業法務担当者の方が該当します(ただし、いずれも弁護士登録されている方を除きます)。

LAWASIA東京大会2017ホームページの参加登録からお申し込み下さい。
<http://www.lawasia-tokyo2017.jp/entry.html>



理事会・定時会員総会

日本ローエイシア友好協会の理事会及び第47回定時会員総会が、去る5月31日午後2時より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において同時開催された。

(出席理事及び会員20名)

同理事会及び会員総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 平成28年度事業報告及び収支決算案承認の件
- (2) 平成29年度事業計画及び収支予算案承認の件
- (3) 原田会長ご逝去に伴う会長補充及び新役員選任の件
(新任) 会長 小杉丈夫氏 (副会長)
(新任) 常任理事 高谷知佐子氏 (理事)
神田秀樹氏 (学習院大学法科大学院教授)
(新任) 理事 徳岡 治氏 (最高裁判所事務総局秘書課長)
菊池 浩氏 (法務省大臣官房審議官)
- (4) ローエイシア東京大会 (2017年) 開催準備の件
- (5) ローエイシア執行委員会報告の件
- (6) 家族法部会の活動の件
- (7) ニューズレター発行の件



(理事会・定時会員総会の模様 (5月31日, 於 法曹会館))

● 訃報 ●

原田明夫会長は去る4月6日に逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈りします。

- 第30回ローエイシア東京大会
2017年9月18日～21日, 於 東京
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

(平成29年3月31日現在)

個人 A 会員	124	
個人 B 会員	64	
法人 A 会員	5	
法人 B 会員	14	(計 207)

☆会員の区分について☆

個人 A 会員 (当協会及びLAWASIA両方の会員資格)	年会費	15,000円
個人 B 会員 (当協会会員資格)	年会費	5,000円
法人 A 会員 (法人 B 会員のサービスの他, LAWASIA ビジネス法部会会員)	年会費	45,000円
法人 B 会員 (個人 A 会員と同じサービスも受けられる)	年会費	33,000円

※個人会員, 法人会員とも, B 会員から A 会員への変更は, 事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

(平成29年5月31日現在)

顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官
	小野 昌延	弁護士
	千種 秀夫	日本法律家協会顧問
	土井 輝生	早稲田大学名誉教授
	長島 安治	弁護士
	中川 英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好 達	元最高裁判所長官
	柳田 幸男	弁護士
	吉村 徳重	九州大学名誉教授
会長	小杉 丈夫	弁護士
副会長	石川 正	弁護士
	鈴木 五十三	弁護士
	原 正敏	弁護士
常任理事	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	堀 裕	弁護士
	高谷 知佐子	弁護士
	神田 秀樹	学習院大学法科大学院教授
	姫野 春一	事務局長
理事	徳岡 治	最高裁判所事務総局秘書課長
	菊池 浩	法務省大臣官房審議官
	松本 裕	法務省大臣官房秘書課長
	千田 恵介	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	市毛 由美子	弁護士
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	弁護士
	芝池 俊輝	弁護士
	田中 浩三	弁護士
	畑口 紘	弁護士
	松崎 隆	弁護士
	森 伊津子	弁護士
	森 島 昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
	若林 昌子	家庭問題情報センター
監事	青山 善充	東京大学名誉教授

編集後記

今年4月, 原田前会長の訃報に接したときは大ショックでした。皆様とともに, ここに謹んでご冥福をお祈りします。

5月, 当協会理事会, 総会で新会長に小杉副会長が満場一致で選任されました。本号に抱負について触れておられますので, ご一読を。

6月以降, 東京大会参加登録申し込みの際, 登録料割引適用のあるLAWASIA会員 (当協会 A 会員が該当) 資格の有無について, 受付事務代行会社より当協会へ問い合わせが増加傾向気味。

7月～8月, 参加登録申し込み促進の第4コーナー。

9月, いよいよ, 東京大会開催の成功に向けて!

光陰矢の如し。皆様, お近くの方々へ東京大会参加のお声掛けを切にお願い致します。 (事務局長/姫野春一)

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032

JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内

TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp